

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和8年7月27日付け情個審答申第1号に係る答申の内容を公表する。

令和8年8月31日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長 古 屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

「R7. 4. 10に交付された戸籍謄本の請求書一式」という内容の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定による保有個人情報に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、法第78条第1項第3号イに該当する部分を不開示とする部分開示決定をした処分（以下「本件処分」という。）は、「戸籍謄本等職務上請求書（戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求）」（以下「本件開示文書」という。）のうち、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄（以下「対象不開示部分」という。）を開示すべきであると判断する。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年10月22日付けで水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、令和7年10月27日付けで本件開示文書について本件処分をし、同日付けで審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (3) 令和7年11月28日付けで審査請求代理人（以下「代理人」という。）が本件処分に対する審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、令和8年2月26日付けで弁明書を作成し、同日付けで代理人に通知した。
- (5) 実施機関は、令和8年5月7日に本審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張

(1) 趣旨

本件処分における「開示することができない部分」のうち、「戸籍謄本等の請求に係る事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」についてはその処分を取り消し、開示を求める。

(2) 理由

本件処分に係る「開示することができない部分」について、令和7年10月27日付部分開示決定通知書において「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」とあるが、当該開示を求める文書（戸籍謄本等職務上請求書）の作成者である弁護士は、審査請求人が原告として提起した訴訟において、被告代理人弁護士に就任し訴訟継続がなされている。ま

た、戸籍謄本等職務上請求書によって取得した令和7年4月10日交付の戸籍謄本を証拠として上記訴訟では提出しており、個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するという開示することができない理由が既に存在しない為。

4 実施機関の主張

(1) 保有個人情報の開示義務と不開示情報

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、同項第3号において、その不開示情報を「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、」「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は、「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定している。

(2) 法第78条第1項第3号該当性について

ア 開示請求者以外の事業を営む個人

「審査請求の理由」に記載のとおり、本件開示文書の請求者は訴訟について委任を受けた弁護士であり、開示請求者以外の事業を営む個人に該当する。本件開示文書の提出に当たり、請求者と審査請求人の間の委任関係が確認できなかったため、請求者が開示請求に係る本人(代理人を含む。)以外の者であることは明白である。

イ 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

戸籍法第10条の2第4項は「弁護士(中略)は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれを行わなければならない。」と規定している。

法的紛争の解決について依頼者から受任した弁護士が、その職務上、関係者の戸籍謄本等を取得する典型的な場面としては、訴えの提起、保全や強制執行の申立てなどといった法的手続に着手するための準備として行う場合が挙げられるであろうし、事案によっては、戸籍に記録されている者の確認をすることによって、事実関係を解明したり、相手方当事者の供述の真偽を明らかにしたりすることを目的に行う場合もあり得ると解される。仮に、このような取得目的が職務上請求書に記載されている場合に、その内容が当該対象者に明らかにされてしまうことになるとすれば、当該弁護士の業務遂行において支障が生じるため、本件開示文書中の「戸籍謄本等の請求に係る事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」に記載の内容は、法第78条第1項第3号イに規定する正当な利益が害されるおそれがあるといえる。

ウ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの

本件開示文書は、本件開示文書の請求者から戸籍法第10条の2第4項の規定による請求として提出されたものであり、処分庁から要請したものではないので、本件開示文書は法第78条第1項第3号ロには該当しない。

エ したがって、本件開示文書の「戸籍謄本等の請求に係る事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」に記載の内容は、法第78条第1項に規定する不開示情報に該当するものである。

(3) 法第78条第1項第3号ただし書該当性について

ア 法第78条第1項第3号ただし書は、同号イ又はロに該当する保有個人情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示しなければならないことを規定している。

イ 実際に人の生命、健康等に被害が発生している場合でなくとも、これらの法益が侵害される高度の蓋然性が存在する場合も含まれる。

ウ 不開示にすることにより保護される法人等の利益と開示により保護される人の生命、健康、生活又は財産とを比較衡量して、後者が前者に優越するときには義務的開示を行わなければならないこととされている。

エ 本件開示請求に当たっては、また、対象不開示部分について人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報の記載は確認されなかった。

カ したがって、対象不開示部分に記載の内容は、法第78条第1項第3号ただし書の規定には該当しない。

(4) 以上のとおり、本件処分については、法に基づき開示・不開示を判断したものであり、当該判断に当たり違法・不当な点はないことから、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件開示文書のうち対象不開示部分に記載された情報及び「請求者 事務所所在地、事務所名、氏名、登録・電話番号、職印」欄のうち職印を法第78条第1項第3号イに該当する部分を不開示とする本件処分を行った。

以下、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 法第78条第1項第3号該当性について

ア 法第78条第1項第3号柱書該当性について

本件開示文書の作成者は、本件開示文書の請求者欄に記載のとおり、弁護士であって、開示請求者以外の事業を営む個人に当たる。また、本件開示文書は、日本弁護士連合会の統一用紙であることから弁護士による職務上の請求書として、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められる。

イ 法第78条第1項第3号イ該当性について

(ア) 実施機関は、本件開示文書における「戸籍謄本等の請求に係る事件の種類、代理手続

の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」に記載の内容は、訴えの提起、保全や強制執行の申立てなどといった法的手続に着手するための準備として行う場合が挙げられ、その内容が職務上請求の対象者に明らかにされてしまうことになることとすれば、当該弁護士の業務遂行において支障が生じるため、法第78条第1項第3号イに規定する正当な利益が害されるおそれがあると主張する。

弁護士による戸籍に記録されている情報の職務上請求は、法的手続に着手するための準備、事実関係の解明、相手方当事者の供述の真偽を明らかにすること等を目的に行うことが想定されるところ、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」という一般的・抽象的な項目を記載するに留まるものであり、これらが職務上請求の対象者に知られたとしても、法的手続の着手等を妨げるものとはいえず、その業務遂行に支障が生じるとはいえない。

さらに、戸籍の記載事項の利用目的は、戸籍法第10条の2第4項に規定する法定の記載事項であり、弁護士の職務行為として記載されている以上、それが職務上請求の対象者に開示されることは職務上請求をした弁護士として受忍すべきものともいえる。

このため、対象不開示部分は、法第78条第1項第3号イには該当しない。

- (イ) 審査請求人は、別件訴訟において、本件開示文書の作成者である弁護士が、審査請求人が原告として訴訟提起した損害賠償請求事件において被告代理人弁護士に就任し訴訟継続がなされている上、本件開示文書によって取得した令和7年4月10日付けで交付された戸籍謄本を証拠として訴訟で提出していることから、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する理由が既に存在しないと主張する。

このことについて、上記訴訟が提起され、かつ、当該訴訟が継続していること及び本件開示文書により交付された戸籍謄本が証拠として用いられていることは、審査請求書の提出により明らかになった事実であり、本件処分を行うに当たり実施機関が把握していたものではない。

また、法には、実施機関において特定の情報が法第78条第1項各号の不開示情報に該当するか否かを判断するに当たり、開示請求者が当該情報について既知であるかを考慮すべき旨を定める規定は存在せず、実施機関としては、当該情報の性質等に照らしてこれを一般的又は類型的に判断すれば足りるものと解される。

このことに照らし、(ア)での判断は、代理人の主張する訴訟の状況によるものではない。

ウ 法第78条第1項第3号ロ該当性について

本件開示文書は、本件開示文書の請求者から戸籍法第10条の2第4項の規定による請求として提出されたものであり、処分庁から要請したものではないので、本件開示文書は法第78条第1項第3号ロには該当しないという実施機関の主張に不合理な点はない。

このため、対象不開示部分は、法第78条第1項第3号ロには該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件開示請求に対し行った本件処分は、本件開示文書のうち、対象不開示部分については、法第78条第1項第3号イには該当せず、開示すべきであると判断する。